

平成30年第2回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第43号 別府市出張所設置条例の一部改正について
- 議第44号 別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について
- 議第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議第46号 別府市税条例等の一部改正について
- 議第47号 別府市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議第48号 別府市都市計画税条例の一部改正について
- 議第49号 別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第50号 別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び別府市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第51号 別府市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議第52号 別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の一部改正について
- 議第53号 工事請負契約の締結について
- 議第54号 動産の取得について
- 議第55号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 議第56号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第57号 市長専決処分について
- 議第58号 市長専決処分について
- 議第59号 市長専決処分について
- 議第60号 市長専決処分について

議第 4 3 号

別府市出張所設置条例の一部改正について

1 趣旨

亀川出張所を移転することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

別表に定める亀川出張所の所在地「亀川東町 2 6 番 6 号」を「平田町 1 4 番 2 4 号」に改めます。

3 施行期日 平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日までの間において規則で定める日

4 担当課 生活環境部市民課

議第 4 4 号

別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

1 趣旨

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 6 6 号）により公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）の一部が改正され、市議会議員の選挙において、候補者が選挙運動用ビラを頒布すること及びその作成費用を公費で負担することができることとされたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 第 1 条及び第 2 条中「別府市長の選挙」を「別府市議会議員及び別府市長の選挙」に改めます。

(2) その他字句の整備を行います。

3 施行期日 平成 3 1 年 3 月 1 日

4 担当課 選挙管理委員会

議第 4 5 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 趣旨

法務支援員（弁護士）を非常勤特別職として置くことに伴い、その報酬及び費用弁償の額を定めるため、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 第2条第1項に定める報酬の支払時期について、「その他にあってはその都度支給」を「その他にあってはその都度又は市長の定める日に支給」に改めます。
- (2) 別表に法務支援員（弁護士）の報酬及び費用弁償の額を定めます。なお、報酬は、1時間以内につき4,000円以内とします。

3 施行期日 平成30年7月1日

4 担当課 総務部総務課

議第46号

別府市税条例等の一部改正について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）等の規定に基づき、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 人格のない社団法人等について、電子申請義務化に係る規定（第48条第10項から第12項までの規定）を適用しないこととします。（第23条関係）
- (2) 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を引き上げます。（前年の合計所得金額125万円以下を135万円以下に）（第24条関係）
- (3) 所得控除及び調整控除に所得要件（前年の合計所得金額2,500万円以下）を定めます。（第34条の2、第34条の6関係）
- (4) 大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について定めます。（第48条関係）
- (5) 製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を設けます。（第92条関係）
- (6) 加熱式たばこの喫煙用具であって一定の要件を満たすものについては、製造たばことみなすこととします。（第93条の2関係）
- (7) 加熱式たばこについて、紙巻たばこの本数への換算方法を重量と価格によるものとし、5年間かけて段階的に導入します。（第94条関係）
- (8) 市たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げます。

(現行 1, 0 0 0 本当たり 5, 2 6 2 円→平成 3 0 年 1 0 月 1 日 5, 6 9 2 円→平成 3 2 年 1 0 月 1 日 6, 1 2 2 円→平成 3 3 年 1 0 月 1 日 6, 5 5 2 円) (第 9 5 条関係)

- 3 施行期日 平成 3 0 年 1 0 月 1 日ほか
- 4 担当課 総務部市民税課

議第 4 7 号

別府市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

- 1 趣旨
入湯税の超過課税を定めた別府市税条例の一部を改正する条例（平成 3 0 年別府市条例第 1 号）の施行日を改めることに伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容
附則に定める施行日「平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間において規則で定める日」を「平成 3 1 年 4 月 1 日」に改めます。
- 3 施行期日 公布の日
- 4 担当課 総務部市民税課

議第 4 8 号

別府市都市計画税条例の一部改正について

- 1 趣旨
地方税法等の一部を改正する法律(平成 3 0 年法律第 3 号)の規定に基づき、条例を改正します。
- 2 議案の内容
引用する地方税法の条項の移動に伴い、所要の改正をします。
- 3 施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日
- 4 担当課 総務部資産税課

議第 4 9 号

別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき条例を定めるに当たり従うべき基準等を定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正され、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第10条第3項を次の表のとおり改正します。

現行	改正案
(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者	(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
(5) 学校教育法の規定による大学(略)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	(5) 学校教育法の規定による大学(略)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
(新設)	(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

3 施行期日 公布の日。一部は、平成31年4月1日

4 担当課 福祉保健部子育て支援課

議第50号

別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び別府市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

1 趣旨

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）により、介護保険法の規定に基づき条例を定めるに当たって従うべき基準等を定めた次に掲げる省令が改正されたことに伴い、条例を改正します。

(1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

2 議案の内容

次に掲げる条例について、省令の改正内容と同様の改正をします。

- (1) 別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年別府市条例第36号）
- (2) 別府市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年別府市条例第37号）

3 施行期日 公布の日

4 担当課 福祉保健部高齢者福祉課

議第51号

別府市犯罪被害者等支援条例の制定について

1 趣旨

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進するため、条例を制定します。

2 議案の内容

- (1) 目的、定義、基本理念、市の責務、市民及び事業者の責務、相談及び情報の提供等、見舞金の支給、日常生活の支援、居住の安定及び広報啓発について定めます。

- (2) 基本理念を次のとおり定めます。

ア 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

イ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

ウ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平

穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

- (3) 「相談及び情報の提供等」では、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことを定めます。また、その窓口を設置します。
- (4) 「見舞金の支給」では、犯罪被害者等に対して、その慰藉^{しや}を図るため、別に定めるところにより、見舞金を支給することを定めます。
- (5) 「日常生活の支援」では、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるようにするため、福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずることを定めます。
- (6) 「居住の安定」では、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅の合理的な管理に支障のない範囲内での一時的な提供その他の必要な施策を講ずることを定めます。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 共創戦略室防災危機管理課

議第52号

別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の一部改正について

1 趣旨

市民共有の財産である温泉資源を保護するため、温泉発電等の導入又は温泉発電等のための地熱技術開発等を目的とする源泉の掘削を回避すべき地域を指定できること、及び指定した地域内において源泉の掘削をし、又は温泉発電等の導入を行う際に必要となる手続を定めることに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 条例の目的に「温泉資源の保護」を明記します。(第1条関係)
- (2) 大分県環境影響評価条例(平成11年大分県条例第11号)第2条第4号に規定する対象事業を、この条例に定める「温泉発電等の導入」から除くこととします。(第2条第3号関係)
- (3) 温泉発電等の導入又は温泉発電等のための地熱技術開発若しくは調査研究を目的に行う新たな源泉の掘削又は増掘を「温泉発電等掘削」と定義します。(第2条第4号関係)
- (4) 地熱エネルギーの熱源からの伝播^ばに密接に関係する重要な地域のうち温泉発電等掘削を回避すべき地域(以下「アボイドエリア」という。)を市長

が指定できるとします。(第23条関係)

- (5) アボイドエリア内で温泉発電等掘削を行う者の責務を定めます。(第24条関係)
- (6) アボイドエリア内で温泉発電等掘削を行う者は、規則で定める区域内の源泉の権利者への説明、地熱資源の調査及び掘削に係る源泉そのほか2か所の源泉のモニタリングを行わなければならないとします。(第25条、第26条、第30条関係)
- (7) アボイドエリア内で温泉発電等掘削を行う者は、当該温泉発電等掘削に関し、市長に申し出なければならないとし、その手続を定めます。(第27条関係)
- (8) アボイドエリア内の源泉を利用して温泉発電等の導入を行おうとする場合の特例を定めます。(第32条、第33条関係)
- (9) アボイドエリア内の源泉を利用して温泉発電等の導入を行う者は、周辺地域の自治会と地域振興への協力などについて協定を締結するよう努めなければならないとします。(第34条関係)

3 施行期日 平成30年10月1日。一部は公布の日

4 担当課 生活環境部環境課

議第53号

工事請負契約の締結について

1 趣旨

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 契約の目的 旧西小学校管理教室棟外解体工事
- (2) 契約の方法 要件設定型一般競争入札による契約
- (3) 契約の金額 132,840,000円
(うち消費税及び地方消費税の額9,840,000円)
- (4) 契約の相手方 別府市石垣東八丁目1番13号
光綜合工業株式会社
代表取締役 大 附 嘉 孝

3 担当課 教育委員会教育政策課

議第54号

動産の取得について

1 趣旨

動産を買い入れることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

(1) 取得動産 高規格救急自動車 1台

(2) 契約金額 28,080,000円

(うち消費税及び地方消費税の額2,080,000円)

(3) 契約の相手方 別府市中須賀東町7組1

大分トヨタ自動車株式会社別府店

店長 廣瀬 明彦

3 担当課 消防本部警防課

議第55号

和解及び損害賠償の額の決定について

1 趣旨

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

(1) 事件の概要

平成29年8月18日午前8時ごろ、山の手町の市道道年通線に設置している市の下水道取付管が閉塞し、汚水の逆流が生じたことにより、相手方所有の住宅の浴室及び脱衣所を汚損したものです。

(2) 和解の内容

ア 市は、相手方に対し本件事故に関する一切の賠償金として、6,840,400円を支払う。

イ 上記のほか、市と相手方の間には、一切の債権債務がないことを確認する。

(3) 和解の相手方 別府市山の手町 個人

3 担当課 建設部下水道課

議第 56号

市道路線の認定及び廃止について

1 趣旨

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止することについて、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

認定路線 春木8号線ほか3路線

廃止路線 八石荷戸2号線

3 担当課 建設部道路河川課

議第 57号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 平成30年別府市条例第22号

別府市税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 平成30年3月31日

(3) 主な改正内容

ア 租税特別措置法第66条の7及び第68条の91並びに同法第66条の9の3及び第68条の93の3の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについて規定します。(第48条第2項及び第3項関係)

イ 納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額(その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。)のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間

を控除して計算することについて規定します。(第52条関係)

ウ 利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告について規定します。(附則第10条の3第12項関係)

(4) 施行期日 平成30年4月1日

3 担当課 総務部市民税課、資産税課

議第58号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 平成30年別府市条例第23号

別府市都市計画税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 平成30年3月31日

(3) 主な改正内容

利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告について規定します。(附則第6条関係)

(4) 施行期日 平成30年4月1日

3 担当課 総務部資産税課

議第59号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 平成30年別府市条例第21号

別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 平成30年3月31日

(3) 主な改正内容

ア 国民健康保険税の基礎課税額の上限を、54万円から58万円にします。

(第3条第2項及び第25条関係)

イ 国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万5千円(改正前27万円)に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円(改正前49万円)に引き上げます。(第25条関係)

ウ 特例対象被保険者等に係る申告書を提出する納税義務者は、求められた場合は、雇用保険受給資格者証その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示することとします。(第26条の2関係)

(4) 施行期日 平成30年4月1日

3 担当課 生活環境部保険年金課

議第60号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法第404条第2項の規定に基づく固定資産評価員の選任を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 地方税法第404条第2項の規定に基づく固定資産評価員の選任

別府市職員 池田 忠生

(2) 処分年月日 平成30年4月1日

3 担当課 総務部資産税課